

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月29日（平成30年（行情）諮問第487号）

答申日：令和元年8月2日（令和元年度（行情）答申第157号）

事件名：公共の福祉のための強制不妊の事実と確認をした文書の不開示決定  
（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「公共の福祉のための強制不妊の事実と確認をした文書」（以下「本件請求文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を開示請求の対象として特定すべきとしていることについては、別紙の2に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月20日付け厚生労働省発子0720第4号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるといものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成30年6月20日付け（同日受付）で処分庁に対し、法3条の規定に基づき、「公共の福祉のための強制不妊の事実と確認した文書」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示の原処分を行ったところ、審査請求人はその取消しを求めて平成30年7月27日付け（同月30日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、改めて本件請求文書に該当する文書を探索したところ、旧優生保護法4条の審査に係る都道府県優生保護審査会の資料5

件（うち3件は都道府県からの疑義照会とその回答）が確認されたため、これを本件対象文書として特定し、法5条1号に該当する情報を不開示として一部開示をすることが妥当であると考える。

### 3 理由

本件開示請求は、「公共の福祉のための強制不妊の事実と確認した文書」の開示を求めるものである。

旧優生保護法4条では「優生手術を行うことが公益上必要であると認めるとき」という要件が定められ、同条に規定する要件を具えているかどうかについては、同法5条で都道府県優生保護審査会で審査することになっている。したがって「公共の福祉のための強制不妊の事実と確認した文書」については、同法4条に基づく優生手術について審査を行っている都道府県優生保護審査会資料が対象になると考えられる。

原処分を行った時点では、該当するような行政文書は確認出来ていなかったため、不開示とした。しかし、厚生労働省が保有する旧優生保護法関係資料の公表に向けて調査したところ、上記2のとおり、本件請求文書に該当する行政文書が新たに確認されたので、これを開示すべきであると考ええる。ただし、法5条1号に該当する情報については不開示とすべきである。

なお、本件対象文書を含め、厚生労働省が保有する旧優生保護法関係資料は、平成30年9月6日に厚生労働省ウェブサイトに掲載されている。

### 4 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁は「開示請求に係る行政文書を管理している」として原処分の取消しを求めており、審査請求人の主張を認容する。

### 5 結論

以上のとおり、旧優生保護法4条の審査に係る都道府県優生保護審査会の資料5件（うち3件は都道府県からの疑義照会とその回答）を本件対象文書として特定し、法5条1項に該当する情報を不開示として一部開示することとし、原処分を取り消し、改めて開示決定等を行うことが適切であるものと考ええる。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |               |               |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年10月29日 | 諮問の受理         |
| ② 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 令和元年7月19日   | 審議            |
| ④ 同月31日       | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件請求文書に該当する文書を保有し

ていないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、処分庁は「開示請求に係る行政文書を管理している」として審査請求を提起したところ、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書を新たに特定した上で、その一部を開示することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、本件対象文書について、一部を開示することが妥当であると説明するが、(i) 諮問庁は、理由説明書において、不開示とすべきとする部分について、「法5条1号に該当する情報については不開示とする」旨を記載するのみであり、どの情報がなぜ同号に該当するかという不開示情報該当性の説明が記載されていないこと、(ii) 現時点においては、諮問庁が一部開示決定の意向を示したにすぎず、審査請求人も諮問庁がどのような記載を不開示とすべきとしているかを含め、文書自体を確認していない段階であることを勘案して、諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性については、判断しないこととする。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 理由説明書の記載（上記第3の1ないし3）及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象文書の特定について、おおむね以下のとおり説明する。

### ア 経緯について

(ア) 厚生労働省は、同省が保管する旧優生保護法関係資料の調査を行い、調査の結果確認された資料について、個人情報等一部を黒塗りとした上で、平成30年9月6日に同省ウェブサイトに掲載した。

(イ) 原処分（平成30年7月20日付け）時には、本件請求文書に該当する文書が確認できなかったため不開示としたが、その後、上記（ア）の調査において、該当する文書として本件対象文書が確認されたことから、諮問（同年10月29日付け）に当たり、本件対象文書を特定したものである。

### イ 本件対象文書の特定について

(ア) 旧優生保護法4条では、「医師は、診断の結果、遺伝性精神病等（同法の）別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、その者に対し、その疾患の遺伝を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなければならない」とされていた。

また、旧優生保護法5条1項では、「都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えているかどうか

かを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する」とされていた。

(イ) 上記(ア)のとおり、旧優生保護法4条では、「優生手術を行うことが公益上必要であると認めるとき」という要件が定められ、また、同条に規定する要件を具えているかどうかについては、同法5条1項により都道府県優生保護審査会が審査することとされていた。

このため、本件請求文書である「公共の福祉のための強制不妊の事実と確認をした文書」に該当するものは、医師から旧優生保護法4条に基づく申請を受けて都道府県優生保護審査会が審査した案件に関連する資料(都道府県からの疑義照会の添付資料や回答を含む。)であると解し、本件対象文書を特定した。

また、上記ア(ア)の厚生労働省ウェブサイトに掲載されている旧優生保護法関係資料(以下「ウェブサイト掲載資料」という。)を確認し、さらに、同省内の書庫等を探索したところ、本件対象文書以外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認されなかった。

(ウ) 以上のことから、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定したことは妥当であり、厚生労働省において、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書は保有していない。

(2) 本件請求文書に該当する文書は、医師から旧優生保護法4条に基づく申請を受けて都道府県優生保護審査会が審査した案件に関連する資料であると解した旨の上記(1)イの諮問庁の説明は、同法の規定に沿ったものであり、特段不自然、不合理であるとは認められない。

(3) その上で、当審査会において、諮問庁から本件対象文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書は、医師から旧優生保護法4条に基づく申請を受けて都道府県優生保護審査会が審査した案件に関連する資料(審査会資料及び都道府県からの疑義照会等においてその審査結果等の記載があるもの)であると認められ、本件対象文書は、本件請求文書に該当すると認められる。

(4) 一方、諮問庁は、別件諮問事件において、「都道府県優生保護審査会の審査に関する資料」の一部として、別紙の2の(1)に掲げる文書を特定し、その一部を開示すべきとしているとのことであり、当審査会において、諮問庁から当該文書の提示を受けて確認したところ、同文書中には、旧優生保護法4条に基づく優生手術の審査の申請の対象案件やその審査結果等についての記載があることから、当該文書は、本件請求文書に該当すると認められる。

(5) さらに、当審査会事務局職員をしてウェブサイト掲載資料を確認させたところ、別紙の2の(2)に掲げる文書は、(i) 特定の都道府県優生保護審査会が旧優生保護法5条の規定(医師から同法4条に基づく申

請を受けて行う審査)により審査決定した者(該当者の性別、年齢、病名、手術日等が記載されている。)の同法11条に規定する国庫負担の優生手術実施に伴う費用の取扱いについて、当該都道府県から当時の厚生省に対する照会文書(管理番号33)、(ii)これに対する当時の厚生省からの回答文書(同35)、並びに(iii)同法11条に関する取扱いに関して当該照会及び回答の内容を当時の厚生省から各都道府県に周知した文書(同36)であり、これらの文書には、同法5条に基づく審査結果とそれに基づく優生手術の実施の事実について記載があることから、本件請求文書に該当すると認められる。

(6)したがって、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものが存在するのであれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 付言

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、本件請求文書に該当する文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った時点(平成30年7月20日)では、厚生労働省において、旧優生保護法関係資料の調査を行っている最中であつたとのことである。

そうすると、原処分時においては、本件請求文書に該当する文書の保有の有無を判断できる状況になかったにもかかわらず、処分庁は、そのような状況を踏まえずに原処分を行ったものといわざるを得ない。処分庁においては、実態に即した対応をすべきであり、今後、このようなことがないよう十分留意すべきである。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、これを保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁が本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を開示請求の対象として特定すべきとしていることについては、厚生労働省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の2に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

## 別紙

- 1 旧優生保護法第4条の審査に係る都道府県優生保護審査会の資料5件（うち3件は都道府県からの疑義照会とその回答）
    - (1) 「⑥その他の資料」の管理番号30「鳥取県優生保護審査会の記録」
    - (2) 「⑥その他の資料」の管理番号43「鳥取県優生保護審査会の記録」
    - (3) 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号11「精神障害者の除鞏術に対する優生手術委託費の支払いについて照会」
    - (4) 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号12「精神障害者の除鞏術に対する優生手術委託費の支払いについて」
    - (5) 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号13「精神障害者の除鞏手術に関する件」
  
  - 2 (1) 「⑥その他の資料」の管理番号104「優生手術が申請された個別ケースの都道府県・申請年・病名・申請理由のリスト」
    - (2) 「②地方自治体からの疑義照会及び回答」の管理番号33「優生保護法第11条に関する取扱いについて」，同管理番号35「優生保護法11条に関する取扱いについて（回答）」及び同管理番号36「優生保護法11条に関する取扱いについて」
- (注) 上記各文書の名称及び管理番号等は，厚生労働省ウェブサイト掲載「旧優生保護法関係資料の保管状況調査の結果について－【厚生労働省の保管する資料について】－調査結果概要（資料一覧を含む）」の資料一覧による。